

森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

秋田県五城目町

五城目町の森林の面積は 17,909ha で、総面積の 82%を占めています。民有林は 9,188ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 7,581ha におよび、人工林率は 83%と非常に高くなっています。

本町は、「林業の町」として、各種の林業施策を取り入れつつ、森林の持つ水源涵養や災害防止などの公益的機能の発揮と林業の振興を推進してきました。しかし、木材価格の低迷による経営意欲の低下や、少子高齢化に伴う後継者不足、森林所有者の不在村化などの課題が山積しており、整備が行き届かない森林の増加が懸念されています。

このため、五城目町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適正な森林の整備やその促進につながる取組を計画的に進めてまいります。

1 森林整備の推進

整備の行き届いていない森林を対象に、所有者の意向に基づいて、森林経営管理制度による経営管理権・経営管理実施権を設定し、町や「意欲と能力のある林業経営者」が所有者に代わって森林の適切な経営管理を実施します。

また、自ら森林の経営管理を行っている森林所有者に対しても、森林環境譲与税を活用し、さらなる森林整備に向けた支援を行っていきます。

2 木材利用の促進

町内の秋田杉を中心とした人工林資源は利用期を迎えており、今後の森林整備に伴い木材の搬出が増加するものと考えられます。

そのような木材の利用を促進するべく、町内または近隣市町村に向けた原木の安定供給に関する支援を行うとともに、町内公共施設における木材利用の取組みを推進してまいります。

3 人材育成・担い手確保

森林環境譲与税を活用した森林整備等を推進するうえで、地域の森林組合や林業事業体の協力は不可欠なものですが、高齢化による担い手の不足が課題となっています。

このため、県や地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保など、林業就業者の安定確保に向けた取組を行っていきます。

4 普及啓発

地球温暖化や自然災害の防止など、森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて町民の理解促進を図るため、森林環境教育や植樹活動、木育活動などの普及啓発を行っていきます。

5 その他森林整備の促進に関する事項

GISや林地台帳などを活用した森林情報の整備、林内路網の保守管理をはじめとした基盤整備など、森林整備や木材生産を推進するための取組を行っていきます。

令和3年4月1日